

別記 4 4 構造設備明細書の記載要領

1 設置許可申請に係る構造設備明細書の記載要領は次によること。

なお、当該構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙 参照」又は「別添資料 参照」と記入し、別紙若しくは別添資料に当該内容を記入すること。また、該当しない欄は、斜線を引くこと。

(1) 製造所・一般取扱所構造設備明細書（危険物規則様式第 4 のイ）の記入方法は、次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。なお、かっこ書きにより当該事業所の敷地面積を記入すること。

イ 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入すること。

ウ 「敷地面積」の欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリアの面積を記入すること。

エ 1 棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア) 「階数」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第 2 条第 8 号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上 階、地下 階」と記入すること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第 2 条第 2 号で規定する面積を記入すること。

(ウ) 「延べ面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第 2 条第 4 号で規定する面積を記入すること。

(エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、建築基準法第 2 条第 6 号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。なお、当該外壁に開口部がある場合は、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入すること。

例：当該外壁の構造が、鉄筋コンクリート造であり、開口部が自動閉鎖式特定防火設備の場合は、「鉄筋コンクリート造（開口部：自動閉鎖式特定防火設備）」と記入すること。

(オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をかっこ書きで記入すること。

例：当該壁が、石こうボードの場合は、「石こうボード」（防火構造）と記入すること。

(カ) 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入すること。なお、建築基準法における構造も併せて記入すること。

(キ) 「窓」の欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入すること。

例：当該窓の材質が網入ガラス、窓枠がアルミサッシで防火設備の認定品の場合は、「網入ガラス、アルミサッシ（防火設備）」と記入すること。

(ク) 「出入口」の欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入すること。

(ケ) 「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

例：当該建築物に屋外階段（鉄製）が 1 箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））が 2 箇所ある場合は、「屋外階段（鉄製）1 箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））2 箇所」と記入すること。

オ 1 棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

- (ア) 「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上 階、地下 階」と記入すること。

例：一般取扱所が、当該建築物の地上 1 階と地下 1 階部分の一部に設置されている場合は、「地上 1 階、地下 1 階」と記入し、一般取扱所が、当該建築物の 2 階部分の一部に設置されている場合は、「2 階」と記入すること。

- (イ) 「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている部分の面積を記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所が、1 階部分以外に設置されている場合も当該階をグランドラインと仮定して当該部分の面積を記入すること。

なお、複数の階にわたる場合は、グランドラインに近い階の部分の面積を記入すること。

例：製造所が、当該建築物の 2 階部分の一部（50 平方メートル）及び 3 階部分の一部（100 平方メートル）に設置されている場合は、2 階部分の「50 平方メートル」を記入すること。また、一般取扱所が、当該建築物の地下 1 階部分の一部（100 平方メートル）及び地下 2 階部分の一部（200 平方メートル）に設置されている場合は、地下 1 階部分の「100 平方メートル」を記入すること。

- (ウ) 「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が複数の階に設置されている場合に、当該製造所・一般取扱所の部分の合計面積を記入すること。

- (エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁のうち、建築基準法第 2 条第 6 号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入すること。

- (オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をかっこ書きで記入すること。

- (カ) 「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入すること。

なお、建築基準法における構造も併せて記入すること。

- (キ) 「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。

- (ク) 「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入すること。

- (ケ) 「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入すること。

- (コ) 「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

カ 1 棟の建築物のすべてが製造所・一般取扱所として規制される場合は「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1 棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

- (ア) 「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法施行令第 2 条第 8 号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上 階、地下 階」と記入すること。

- (イ) 「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法施行令第 2 条第 2 号で規定する面積を記入すること。

- (ウ) 「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法施行令第 2 条第 4 号で規定する面積を記入すること。

- (エ) 「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法第

2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。

キ 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること。

(ア) 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ

(イ) 20号タンクに該当しない反応槽、かくはん槽、焼き入れ槽その他これらに類する施設の容量及び設置基数

(ウ) 熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置基数

(エ) 危険物を取り扱うポンプの設置基数

(オ) ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置基数

(カ) 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置基数

(キ) 危険物を出荷するローディングアームの設置基数

(ク) 危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設（ローディングアームを除く。）のそれぞれの性能、確認済機種によっては危険物保安技術協会による確認番号及び設置基数

(ケ) 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置基数

(コ) 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要

ク 「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置基数並びに屋外貯蔵タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入すること。

ケ 「配管」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。なお、この場合において、JIS記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。

コ 「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入すること。ただし、正圧又は負圧で5キロパスカルを超えない設備については、該当しないものであること。

例：製造所において、植物油の20号タンクに窒素により200キロパスカルの圧力で加圧する場合は、「植物油20号タンク、200kPa加圧（窒素）」と記入すること。

サ 「加熱設備」とは、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入すること。ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しないものであること。

例：製造所において、重油を加熱炉（直火）で摂氏200度まで加熱する場合は、「重油、加熱炉、200（直火）」と記入すること。

シ 「乾燥設備」とは、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は、防爆のランク等を記入すること。

ス 「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置してある、ためます、拡散防止措置（側溝、囲い）、油分離槽等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入すること。

セ 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。

ソ 「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所において、窓の開閉又は上部に設置された換気扇のみ等自然換気又は排出の場合は「自然換気」と、可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所のみを強制換気又は排出を行っている場合は、「一部強制換気」と、全体を強制換気又は排出を行っている場合は、「強制換気」を記入すること。

タ 「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月通商産業省令第61号）第19条第1項に定める接地工事の種類又は「アース」と記入すること。

なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しないものであること。

- チ 「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入すること。なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びかっこ書きで他の施設の名称等を記入すること。
- ツ 「警報設備」の欄は、令第7条第3項で規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。
- テ 「消火設備」の欄は、危険物令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所の一部に設置したものについては、その部分をかっこ書きで記入すること。
- ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

(2) 屋内貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のロ）の記入方法は次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記1(1)アの例によること。
- イ 「建築物の構造」の欄は、「軒高」及び「階高」の欄を除き、前記1(1)オの例によること。なお、「軒高」及び「階高」の欄には、次によること。
- (ア) 1棟の建築物のすべてが屋内貯蔵所として規制される場合は、危険物令第10条第1項第4号で規定する軒高を記入すること。
- (イ) 1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、危険物令第10条第2項第1号で規定する階高を記入すること。
- ウ 1棟の建築物がすべてが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、前記1(1)カの例によること。
- エ 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数、縦、横、高さ及び設置台数を記入すること。なお、当該架台が、自動ラックの場合は、その旨も併せて記入すること。
- オ 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備の種類等概要を記入すること。
- カ 「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ前記1(1)ソ、タ、チの例によること。
- キ 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房及び暖房装置の概要を記入すること。
- ク 「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記1(1)ツ、テ、トの例によること。

(3) 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式4のハ）の記入方法は、次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記1(1)アの例によること。
- イ 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。
- ウ 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。なお、くい基礎、リング基礎については、昭和57年2月22日消防危第17号「くい又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」に示す構造のものをいうこと。
- エ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- (ア) 形状の欄は、形状及び屋根形状により次に掲げる区分等により記入すること。
- a 縦置円筒型（コーンルーフ）
 - b 縦置円筒型（ドームルーフ）
 - c 縦置円筒型（フローティング）
 - d 縦置円筒型（インナーフローティング）
 - e 横置円筒型
 - f 角型
- (イ) 「常圧・加圧（kPa）」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに を付け加圧の場合はその

圧力を記入すること。なお、常圧とは、正圧または負圧で5キロパスカルを超えないものをいう。

- (ウ) 「寸法」の欄は、次によること。
 - a 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの高さを記入すること。
 - b 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長（円筒部分の長さ）、鏡出及び全長を記入すること。
 - c 角型タンクの場合は、縦、横及び高さを記入すること。
 - (エ) 「容量」の欄は、当該タンクの最大許可容量を記入すること。
 - (オ) 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。ただし、材質については、JIS 記号でも認められるものであること。
 - (カ) 「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。なお、内径については必ず記入すること。
 - (キ) 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。
 - (ク) 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。
 - (ケ) 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に を付けること。
 - (コ) 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合、当該設備の概要を記入すること。
 - (サ) 「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材がある場合、保温材の材質、固定方法等を記入すること。
- オ 「注入口の位置」の欄は、当該タンクにドラム缶、移動タンク貯蔵所等（船舶又は他の許可施設を除く。）から受け入れる口がある場合、当該受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入すること。
- カ 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に を付けること。
- キ 「防油堤」の欄は、次によること。
- (ア) 「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。
 - (イ) 「容量」の欄は、当該防油堤の容量及びかっこ書きで、当該防油堤内にある最大貯蔵タンクの番号及び当該タンクの容量を記入すること。
 - (ウ) 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水系統を記入すること。
- ク 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。
- ケ 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置してある避雷設備を記入すること。
- コ 「配管」及び「消火設備」の欄は、前記 1 (1)ケ及びテの例によること。
- サ 「タンクに加熱設備」の欄は、当該タンクに設置された加熱設備の概要及び加熱媒体を記入すること。
- シ 「工事請負者住所氏名」の欄は、前記 1 (1)トの例によること。

(4) 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第 4 の二）の記入方法は、次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記 1 (1)アの例によること。
- イ 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。
 - (ア) 「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記 1 (1)エ(イ)及び(ウ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記 1 (1)オ(イ)及び(ウ)の例によること。
 - (イ) 「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記 1 (1)エ(ウ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記 1 (1)オ(ウ)の例によること。
 - (ウ) 「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記 1 (1)エ(ウ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記 1 (1)オ(ウ)の例によること。なお、しきい高さの欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は油止めの高さを記入すること。
 - (エ) 「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前記 1 (1)エ(ウ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前記 1 (1)オ(ウ)の例によること。
 - (オ) 「その他」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所の建築面積及びかっこ書きで当該屋内タンク貯蔵所に設置した出入口のしきい又は油止めの構造及び容量を記入すること。

- ウ 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、前記 1 (1)カ の例によること。
- エ 「タンクの構造、設備」の欄は、前記 1 (3)エ の例によること。
- オ 「注入口の位置」、「注入口付近の設置電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記 1 (3)オ、カ、ク の例によること。
- カ 「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、前記 1 (2)カ 及び前記 1 (1)ソ の例によること。
- キ 「配管」、「消火設備」、「警報設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記 1 (1)ケ、テ、ツ、ト の例によること。
- (5) 地下タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第 4 のホ）の記入方法は、次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記 1 (1)アの例によること。
- イ 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに を付けること、この場合「漏れ防止」とは、危険物規則第 24 条の 2 の 5 で定める措置を講じたものをいう。
- ウ 「タンクの種類」の欄は、該当するものを記入すること。
- エ 「タンクの構造、設備」の欄は、「可燃性蒸気回収装置」の欄を除き前記 1 (3)エ の例によるほか、次によること。
- ア 「外面の保護」の欄は危険物規則第 24 条に定めるものをいう。
- イ 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄は、危険物令第 13 条第 1 項第 13 号及び危険物規則第 24 条の 2 の 2 中の設備の中で該当するものの種類等を記入すること。
- ウ 「可燃性蒸気回収装置」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は、有に を付け、かっこ内にその設備の概要を記入すること。
- オ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。
- ア タンク室の場合は、タンク室のふた、壁、底の構造、内部仕上げ方法等を記入すること。
- イ 前記イの「漏れ防止」の場合は当該構造の概要を記入すること。
- カ 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前記 1 (3)オ、カ、ク の例によるほか、ポンプ設備を地下タンク内に設置するものは、その旨を記入すること。
- キ 「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記 1 (1)ケ、セ、テ、ト の例によること。
- (6) 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第 4 のヘ）の記入方法は、次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、前記 1 (1)アの例によること。
- イ 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。
- ア 「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ前記 1 エ(イ)、(ロ)、(ハ)の例によること。
- イ 「出入口」の欄は、前記 1 (1)エ(イ)のほか、当該建築物に設置したしきいの高さをかっこ書きで記入すること。
- ウ 「その他」の欄は、当該建築物の建築面積を記入すること。
- ウ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- ア 「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ前記 1 (3)エ の例によること。
- イ 「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の構造等を記入すること。
- ウ 「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要及び動力源について記入すること。
- エ 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。
- オ 「採光、照明設備」の欄は、前記 1 (2)カ の例によること。
- カ 「換気、排気の設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記 1 (1)ソ、テ、ト の例によること。
- (7) 移動タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第 4 のト）の記入方法は、次によること。
- ア 「車名及び型式」の欄は、当該タンクを固定又は積載する車両の名称及び当該車両の車検証に記載された型式を記入すること。
- イ 「製造事業所名」の欄は、車両にタンクの艀装を行った事業所の名称を記入すること。

- ウ 「危険物」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に積載する危険物をすべて記入すること。
- エ 「タンク諸元」_、「防波板」_、「タンクの最大常用圧力」_、「安全装置」_、「側面枠」_、「防護枠」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS 記号を記入すること。
- オ 「閉鎖装置」_、「吐出口の位置」_、「レバーの位置」_、「接地導線」の欄は、それぞれ該当する項目に を付けること。なお、レバーとは、緊急停止レバーを指すものであること。また、接地導線の欄は、かっこ内にその長さを記入すること。
- カ 「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所又は国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（箱枠のある移動タンク貯蔵所）のみ該当する項目を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS 記号を記入すること。
- キ 「消火器」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器の種類、本数について記入すること。
- ク 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に を付けること。
- ケ 「備考」の欄は、特殊な移動タンク貯蔵所について、その概要を記入すること。

(8) 屋外貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式 4 のチ）の記入方法は、次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記 1 (1)ア の例によること。
- イ 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。
- ウ 「さく等の構造」の欄は、さくの材質及び構造の概要を記入すること。
- エ 「地盤面の状況」の欄は、地盤面の構造を記入すること。
- オ 「架台の構造」の欄は、前記 1 (2)エ の例によること。
- カ 「消火設備」_、「工事請負者住所氏名」の欄は、前記 1 (1)テ、ト の例によること。

(9) 給油取扱所構造設備明細書（危険物規則様式 4 のリ）の記入方法は、次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、前記 1 (1)ア の例によること。
- イ 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。
- ウ 「給油空地」の欄は、次によること。
- (ア) 間口の部分は、当該給油空地の一边のうち実際に自動車等が出入りできる長さを記入させること。
- (イ) 奥行とは、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。
- エ 「注油空地」の欄は、有無に を付けるとともに、有の場合は、かっこ内の該当する項目に を付けること。
- オ 「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他に を付け、仕様を記入すること。
- カ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。
- (ア) 「階数」_、「柱」_、「床」_、「はり」_、「屋根」_、「窓」_、「出入口」の欄は、それぞれ前記 1 (1)エ によること。
- (イ) 「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記入すること。
- (ウ) 「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
- (エ) 「壁」の欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入すること。
- キ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
- (ア) 「階数」_、「延べ面積」_、「建築面積」_、「柱」_、「床」_、「はり」の欄は、前記 1 (1)エ の例によること。
- (イ) 「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。
- ク 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合には、有に を付けること。また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入すること。
- ケ 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積とし、次によること。なお、建築物の用途については、第 3 章 第 12 節 第 1（屋外給油取扱所及び共通事項）9 (1)を参照すること。
- (ア) 第 1 号「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」の欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」のうち床又は壁で区画された 1 階部分の床面積（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）を記入すること。
- なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されていないもの）は、給油又は灯油若し

くは軽油の詰め替えのための作業場に含まれるものであること。

- (イ) 第1号の2「給油取扱所の業務を行うための事務所」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積（原則として従業員のみが立ち入る事務所、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等）を記入すること。
- (ロ) 第2号「給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」の欄は、通常給油取扱所に入出入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入すること。
- (ハ) 第3号「自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分限る。）」の欄は、リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。
- (ニ) 第4号「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分限る。）」の欄は、自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入すること。
- (ホ) 第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所の面積を記入する。
- (ヘ) 「計」の欄は、「1階」にあつては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあつては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが入出入りする部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入すること。
- コ「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。
- サ「固定給油設備等」の欄は、次によること。
- (ア) 「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社における型式機種名を記入すること。なお、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、確認番号（例：TA-01-002）を書き添えること。
- (イ) 「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。
- (ロ) 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。
- シ「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
- ス「附随設備の概要」の欄は、危険物規則第25条の5で規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
- セ「電気設備」、「消火設備」、「警報設備」の欄は、それぞれ前記1(1)セ、テ、ツの例によること。
- ソ「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- タ「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入すること。
- チ「滞留防止措置」の欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他のかっこ内に仕様を記入すること。
- ツ「流出防止措置」の欄は、廃水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他のかっこ内に仕様を記入すること。
- テ「タンク設備」の欄は、次によること。
- (ア) 「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた設置基数及びかっこ書きでそのタンク形状を記入すること。
- 例：30KL×1基、20KL×1基、20KL中仕切（10:10）×1基
- (イ) 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分に を付けるとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
- (ロ) 「簡易タンク」の欄は、設置基数及びかっこ書きで当該簡易タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
- ト「工事請負者住所氏名」の欄は、前記1(1)トの例によること。

(10) 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書（危険物規則様式4のヌ。以下この項において「様式4のヌ」という。）の記入方法は、次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記1(1)アの例によること。

イ 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。

(ア) 「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ前記1(1)エ(ア)、(イ)、(ウ)の例によること。

(イ) 「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。

ウ 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。

(ア) 「面積」の欄は、当該販売取扱所の床面積を記入すること。

(イ) 「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は、上階の床」の欄は、それぞれ前記1(1)オ(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)の例によること。

(ウ) 「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。

(エ) 「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前記1(1)オ(カ)、(ク)、(ケ)の例によること。

エ 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。

(ア) 「面積」の欄は、当該部屋の床面積を記入すること。

(イ) 「排出の設備」の欄は、前記1(1)ソの例によること。

オ 「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前記1(1)セ、テ、トの例によること。

(11) 移送取扱所構造設備明細書（危険物規則様式4のル）の記入方法は、次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、前記1(1)アの例によること。

イ 「配管の設備」の欄は、それぞれ該当する項目に を付けること。

ウ 「配管の諸元」、「保安設備」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入すること。なお、「材料」の欄は、JIS記号を記入すること。

エ 「ポンプ等」のうち「ポンプ」の欄は、次によること。

(ア) 「種類・型式」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてのポンプの種類、ポンプ製造会社の型式及びかっこ書きで防爆性能を記入すること。

(イ) 「全揚程」、「吐出量」の欄は、当該移送取扱所に設置されているすべてポンプについて、記入すること。

(ウ) 「基数」の欄は、当該移送取扱所に設置されているポンプの基数を記入すること。

オ 「ポンプ等」のうち「ポンプ室の構造」の欄は、それぞれ前記1(1)エによること。

カ 「ポンプ等」のうち「ピグ取扱い装置」の欄は、該当する項目に を付けること。

2 変更許可申請に係る構造設備明細書の記載要領は、当該変更許可申請にて変更する部分のみを記入するとともに前1によること。

なお、従来と同様のものについては、「変更無し」の記入で差し支えないものとし、従来から該当しないものについては、「 」と記入すること。